

Japanese Services Group tax newsletter

在米日系企業のための米国税務ニュースレター (毎四半期発行)

2016 年秋季版

今季号の内容:

米国リミテッドパートナーシップに出資する日本人投資家への租税条約における懸念	1
関連者負債に関する連邦規制案が州所得税に及ぼす影響	2
雇用機会税額控除申請の暫定的猶予期限延長	5
州税の動向	6



米国リミテッドパートナーシップに出資する日本人投資家への租税条約における懸念

2015年7月17日、日本の最高裁判所は、デラウェア州のリミテッドパートナーシップ (以下「デラウェアLP」) は日本における税法上の「法人」に該当するとの判断を下した。日米租税条約 (以下「租税条約」) 第4条6項(e)号上、米国事業体を通じて米国所得を受け取る場合、日本の税法上その事業体の所得として扱われるため租税条約の恩恵を認めない、としている。今回、日本の最高裁がデラウェアLPは法人に該当する、と判断したことにより、デラウェアLP (または他の同様の事業体) を通じて日本居住者が受け取る米国源泉所得は、日本の税法上その米国事業体 (デラウェアLP) が稼得した所得であり、その米国事業体に帰属する所得と見なされるため、租税条約の恩恵が否認される可能性がある。従って、源泉徴収者は、今後日本居住者に対する該当する支払に際して、米国税率全額の30%で源泉徴収する必要性について考慮しなければならない。

上記の判例の原告は、デラウェアLPを通じて米国不動産賃貸プロジェクトに投資した日本在住の複数の納税者である。これら個人投資家は日本の課税目的上、デラウェアLPをパススルー事業体として扱

い、リミテッドパートナーとして、プロジェクトから生じた損失をその他所得と損益通算して所得税の申告を行った。日本の最高裁は、準拠法において当該事業体に対し日本法上の法人に相当する法的地位を与えられるか否かについては明確ではないが、準拠法に基づき当該事業体が法人の特徴を保持するのであれば、その事業体の利益または損失は日本の税法上、事業体自身の利益または損失として扱われるべきと判示した。また最高裁判所は、デラウェアLPが準拠法において自らの権利と義務を有するという事実に基づき、当該LPは日本の税法上の法人と見なされるべきと結論付けた。ただし全ての米国リミテッドパートナーシップが同じように特徴付けられるか否かは明確ではないということ念頭においておきたい。

日本の最高裁が下したこの判断は、米国のファンドに出資する多くの日本の投資家およびその米国源泉徴収者の税務上の取り扱いに影響するとみられ、その見直しが必要とされる。例えば、米国企業の株式または不動産投資信託（REIT）持分に投資する日本の年金基金は従来、条約の下で0%の配当源泉徴収税率を享受していたが、今回の最高裁の判決により源泉徴収税率が30%となる可能性がある。また、日本の投資家への当該支払に際して、必要十分な米国税徴収を怠った源泉徴収者は、源泉徴収不足額や税利息に対する責任を問われ、罰金が科される恐れがある。

関連者負債に関する連邦規制案が州所得税に及ぼす影響

2016年4月4日、内国歳入庁（以下「IRS」）は内国歳入法第385条に基づく財務省規制案¹（以下「規制案」）を発表した。この規制案が現在の形で採択された場合、関連当事者間で発行された特定の負債を資本と認定すること、および負債として認定されるために必要最低限の文書化義務を設けることなど、関連者負債に幅広い影響を与えるとみられる。この規制案は、米国連邦連結法人税申告書を提出する関連会社グループのメンバー法人間の負債に影響を及ぼす意図はないが、州所得税において、特に連邦連結法人税申告規制に完全には準拠しない州における所得税上、影響を及ぼす可能性がある。

債券が資本に認定される可能性

この規制案は拡大グループ（expanded group）のメンバー法人間の債券（expanded group instruments、以下「EGI」）全般に適用される。拡大グループとは内国歳入法第1504条（以下「当該法」）に定義される関連会社グループに加え、外国法人、非課税法人、保険会社、規制投資会社（RIC）、不動産投資信託

¹ 財務省規制案第 1.385-1 条以降、内国歳入庁および財務省規制案 REG-108060-15 (2016 年 4 月 4 日) 参照。

(REIT)、S法人など、直接または間接的に所有権を有するものの、通常は連邦連結グループから除外される事業体をも含む。²

規制案が新たに課す文書化義務

この規制案の下EGIは、納税者が債券発行と同時に必要最低限の文書化と情報開示義務を満たさない限り、資本と認定される。ただし、納税者が正当な理由で当該義務を果たせなかったと証明できる場合を除く。³ 文書化義務は次の拡大グループに適用される：債券が初めてEGIとなった日の時点に於いて(1)上場している、(2)総資産額が1億ドルを超えている、または(3)財務諸表当たりの年間総収入額が5000万ドルを超えている。⁴ また、新たな文書化基準を満たしてもEGIが課税目的上で負債と扱われる確証はなく、EGIが負債と扱われ得るのに必要な最低限の出発点となるだけである。EGIが負債または資本として適切に扱われるか否かの分析(上述の、既定で資本に分類されるものを除く)は、連邦の慣習法に示される関連要因を考慮しつつ検討される。⁵

連邦連結申告規則に準拠しない個別および合算申告州における規制案適用の可能性

法人税を課す州の大半は連邦課税所得を州課税所得の計算のスタート地点とするため、連邦法人税の課税目的上で負債が資本に認定された場合、概して州法人税の課税目的上でも利息控除が否認される結果となる。IRSが意図的にそうした訳ではないだろうが、以下に述べるように、連邦所得税法上この規制案が適用されない場合でも、州法人税の課税目的上影響する可能性がある。

規制案は、連邦連結グループのすべてのメンバー法人を一つの法人として扱うため、その規定は連邦連結法人税申告書を提出するグループメンバー法人間の取引には適用されない。⁶ しかし、多くの州においては、連邦申告書が個別に提出されたとして州所得税目的で課税所得を算出することを義務付ける州固有の規定があり、その規定には連邦連結申告規則は考慮されていない。それらの州では、州所得税申告の際、本規制案が、連邦連結法人税申告書を提出するグループのメンバー法人間の関連会社負債にも適用される可能性が高い。個別申告する州に加え、州規則により特定の事業体(例えば非ユニタリー事業体、80/20法人、専属保険会社等)が除外される州など、連邦連結申告グループと合算申告グループとの間に相違が存在する合算申告州でも規制案が適用される可能性がある。

² 財務省規制案第 1.385-1(b)項(3)号、内国歳入法第 1504 条。以下に説明されるように調整後拡大グループ(modified expanded group)のメンバー法人間借入にはそれ以外の規定が適用される。

³ 規制案第 1.385-2 条(b)および(c)項。

⁴ 規制案第 1.385-2 条(a)項(2)号。

⁵ 規制案第 1.385-2 条(a)項。

⁶ 規制案第 1.385-1 条(e)項。

規制案のIRS長官の裁量権に関する規定 (EGIを部分的に資本として認定するなど) はおそらくIRSのみの権限と考えられ、州の税務当局が主張出来る明らかな権限ではないだろうが、多くの州の税務当局は既に所得を再決定する幅広い裁量を有している。

規制案が関連会社間で生じる利息に関する一部の既存州規定を覆す可能性

各州は目下、州法のもと行使可能な種々の手段により、関連会社間で発生する利息の支払いを調整または否認できる。2000年代初期以降、多くの個別申告州は納税者が関連会社へ支払った利息の控除額を足し戻すことを義務付ける法を制定した (損金不算入(addback)法)。しかし、大半の損金不算入法には様々なセーフハーバーが設けられている。また多くの州は利息が最終的に第三者に支払われる導管体の例外など、その他例外を設けている。規制案にはそのようなセーフハーバーも例外もなく、EGIが資本として認定された場合に州レベルでの利息控除が否認される可能性がある。

規制案が現在の形で制定された場合、ゼネラル・ルール (通則)、ファンディング・ルール (財源規定)、または特定の州での文書化基準による強制的なりキャラクタリゼーションの結果、納税者はプロフォーマ連邦個別申告書上、積極的な調整を義務付けられる可能性が高い。よって、従来はリスク分析の検討事項だったものが、規制案の下では州当局の権威は及ばないがために、州申告書上での調整項目として義務付けられる可能性がある。

発効日

規制案項目	適用
強制的認定規則	2016年4月4日以降に発行された債券。2016年4月4日以降、最終規則の公布日前に発行された資本と認定されうる債券は、最終規制の公布後90日間は負債として扱われる。 ⁷
最低文書化義務	最終規制の公布日またはそれ以降に発行された債券。

⁷ さらに、2016年4月4日より前に発行された債券は、2016年4月4日以降に提出された、財務省規制第301.7701-3条の下での事業体再分類の選択の結果、ゼネラル・ルールとファンディング・ルールの下で強制的認定規則の対象となる。規制案第1.385-3条(h)項(1)号参照。

これらの発効日より前に発行された負債には原則的に規制案は適用されないが、一定の取引（例えば、借り換えその他変更による重要な調整、負債の譲渡、事業体の分類変更等）は新規債券の発行とみなされる可能性があり、よって、これらの規定の対象となり得る。

多くの州は内国歳入法および財務省規制を特定の日付で採用するため、内国歳入法およびその解釈を財務省規制の下同時に採択したか、あるいは規制案の最終採択時に発行日を明記していた場合に限り、それらの州においてこの規制案が適応され得る。

URL: <http://www2.deloitte.com/us/en/pages/tax/articles/state-income-tax-effect-of-proposed-federal-intercompany-debt-regulations.html>

雇用機会税控除申請に必要となる様式 8850 の暫定的猶予提出期限を 2016 年 9 月 28 日へと延長

2016 年 6 月 17 日、内国歳入庁（以下「IRS」）は、内国歳入法（IRC）第 51 条および 3111 条(e)項の下で雇用機会税額控除（Work Opportunity Tax Credit、以下「WOTC」）を申請する雇用主への指針となる通知書 2016-40 を発行した。⁸ 通知書 2016-40 は WOTC 適用資格を求める雇用主が様式 8850（WOTC のための事前審査通知と認証の申請、Pre-screening Notice and Certification Request for the Work Opportunity Credit）を指定の現地当局（Designated Local Agencies、DLA）へ提出する際に適用され、IRC 第 51 条(d)項(13)号(A)で指定される 28 日間の期限を一時的に免除する通知書 2016-22（IRS が 2016 年 3 月 7 日発行）における暫定的猶予期間を延長してさらに猶予期間を与える。

2015 年米国人を増税から守る法律

2015 年米国人を増税から守る法律（The Protecting Americans from Tax Hikes Act of 2015、以下「PATH」）⁹ は、特定の対象者の範疇に入る従業員を雇用する事業に適用される WOTC の有効期限を 2014 年 12 月 31 日から 2019 年 12 月 31 日まで遡及的に延長した。¹⁰

通知書 2016-22 による暫定的猶予 – 様式 8850 提出期限を延長

2016 年 3 月 7 日発行の通知書 2016-22 で IRS は PATH による WOTC 期間の遡及的延長により、雇用主が『IRC 第 51 条(d)項(13)号(A)の義務を遵守するのに追加的時間が必要』となる可能性があると認めた。この義務の遵守とはすなわち様式 8850 を DLA へ提出することである。¹¹ この懸念に対処するた

⁸ WOTC は対象となるカテゴリーに入る従業員の新規雇用 1 名につき 9600 ドルまでの連邦法人税額控除。IRC 第 51 条(a)および(b)項参照。

⁹ H.R. 2029 第 114 回議会（2015-2016 年）。

¹⁰ WOTC でどのような者が対象者の範疇に入るかは IRC 第 51 条(d)項に定義されている。

¹¹ 通知書 2016-22。

め通知書 2016-22 は、特定の対象者に該当する従業員の雇用主が様式 8850 を提出するための暫定的猶予期限 (原則的に 2016 年 6 月 29 日まで) を設けた。

通知書 2016-40 による暫定的猶予 – 様式 8850 提出期限を 3 カ月延長

通知書 2016-40 は以下のように暫定的猶予期間を延長する： 2015 年 1 月 1 日以降、2016 年 8 月 31 日以前の期間中に IRC 第 51 条(d)項(1)号(A)から(d)項(1)号(I)までに記載される対象者に該当する者を採用した雇用主は、2016 年 9 月 28 日までに認証申請目的で DLA へ記入済み様式 8850 を提出すれば、IRC 第 51 条(d)項(13)号(A)(ii)の義務を満たしたと見なされる。¹² また、通知書 2016-40 は、2016 年 1 月 1 日以降 2016 年 8 月 31 日以前の期間中に、基準を満たす長期失業手当受給者という新たな WOTC 対象者に該当する者を採用した雇用主の暫定的猶予期間についても延長する。¹³ 通知書によれば、上述の従来からの WOTC 対象者と同様、雇用主は 2016 年 9 月 28 日までに認証申請のため DLA へ記入済み様式 8850 を提出すれば、IRC 第 51 条(d)項(13)号(A)(ii)の義務を満たしたと見なされる。

通知書 2016-40 は通知書 2016-22 の第 IV 条 B 項で規定される暫定的猶予を修正するのみのもので、暫定的猶予期限の延長は通知書 2016-40 の第 III 条に示されている。それ以外の項目に関しては、通知書 2016-22 におけるガイダンスより特に変更はない。

URL: <http://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/us/Documents/Tax/us-tax-mts-alert-irs-notice.pdf>

州税の動向

フロリダ州：フロリダ州立法最新情報

フロリダ州税法に様々な変更を加える下院法案 7099 (H.B. 7099) が、リック・スコット知事の署名により成立した。¹⁴ 新法の主な規定は下記のとおりである。

- 内国歳入法 (IRC) に準拠してフロリダ州税の期日の変更を、2016 年 1 月 1 日より始まる課税年度より適応
- 2015 年 1 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日の間に使用開始される一定の固定資産に関する特別減価償却に関する調整
- 法人所得税申告書提出、パートナーシップ申告書提出、および予定納税の期限の変更

¹²通知書 2016-40。

¹³有資格長期失業手当受給者の定義は「(A)連続 27 週未満ではなく、(B)個人が失業手当を州または連邦法の下で受け取っていた期間を含む—失業期間にあると、指定の現地当局により認定された個人。」IRC 第 51 条(d)項を修正する、PATH 第 142 条 (b)項。

¹⁴H.B. 7099、2016 年通常議会審議 (2016 年フロリダ)、フロリダ州法 2016-220 章、(2016 年 4 月 13 日にスコット知事により署名)

- 適格製造事業者により製造用に購入された産業用機械装置の売上使用税免除の恒久化
- 2016年8月5日から3日間のバック・トゥ・スクール消費税免除期間の制定

特別減価償却

H.B. 7099 成立前においては、2008年1月1日以降2014年12月31日以前に使用開始された固定資産について、フロリダ州課税所得計算上、特別減価償却に関する加算調整が必要とされていた。H.B. 7099 は、この特別減価償却規定をさらに変更するもので、2015年1月1日以降2020年12月31日以前に使用開始される資産で内国歳入法第167条および168条(k)項で規定される連邦特別減価償却の全額をフロリダ州課税所得の算出目的上、加算調整することを義務付けている。¹⁵

H.B. 7099 上、特別減価償却に関する減算調整についての変更は特にない。¹⁶ 加算調整が義務付けられる課税年度およびその後6課税年度の各年に、加算調整額の7分の1に等しい減算調整が認められている。従来のフロリダ州特別減価償却規定同様、減算調整は納税者が当該資産を所有しているかどうかに関わらず適用が可能である。

H.B. 7099 成立前は、2008年1月1日以降2014年12月31日以前に使用開始された資産の128,000ドルを超える内国歳入法第179条規定の控除額について、加算調整が義務付けられていた。しかしながら、2015年1月1日以降開始の課税年度に使用開始した資産に関する内国歳入法第179条控除額に関する特別分離措置については、H.B. 7099 で言及されていない。

2016年1月1日以降開始の課税年度の法人所得税申告書およびパートナーシップ申告書の提出期日の変更

H.B. 7099 により、2016年1月1日以降開始の課税年度のフロリダ州法人所得税申告書およびパートナーシップ申告書の提出期日が変更された。¹⁷ この変更は2015年陸上交通および退役軍人医療選択肢改善法 (Surface Transportation and Veterans Health Care Choice Improvement Act of 2015 (Pub. L. No. 114-41)) により制定された連邦税申告書提出期限の変更に対応したものである。H.B. 7099 成立前は、フロリダ州法第220.222条(1)項において、パートナーシップ申告書の提出期限は、課税年度終了後の5カ月目の最初の日、法人所得税申告書の提出期限は、課税年度終了後の4カ月目の最初の日、または連邦税申告書の期日(延長申請前)後15日目と規定していた。

¹⁵ H.B. 7099、第14条、フロリダ州法第220.13条(1)項(e)号1を修正。

¹⁶ 従来、フロリダ州法第220.13条(1)項(e)号1で規定。

¹⁷ H.B. 7099、第Sec条、フロリダ州法第220.222条を修正。

2016年1月1日以降開始の課税年度については、H.B. 7099によりフロリダ州法第 220.222 条(1)項が修正され、パートナーシップ申告書の提出期限は、課税年度終了後4カ月目の最初の日、法人税申告書の提出期日は課税年度終了後の5カ月目の最初の日、または連邦申告書の期日（延長申請前）後15日目と規定している。¹⁸ 以下は、これら提出期限変更についてまとめたものである。

申告書種類	変更前	変更後
	2016年1月1日より前に開始する課税年度 (延長後期日は括弧内)	2016年1月1日以降、2025年12月31日以前に開始する課税年度 (延長後期日は括弧内)
パートナーシップ(暦年)	5月1日(11月1日)	4月1日(9月1日)
パートナーシップ (6月30日または12月31日以外に終了する課税年度) ¹⁹	課税年度終了後5カ月目の最初の日(6カ月)	課税年度終了後4カ月目の最初の日(6カ月)
C法人(暦年)	4月1日(10月1日)	5月1日(10月1日)
C法人 (6月30日または12月31日以外に終了する課税年度)	課税年度終了後4カ月目の最初の日または連邦申告書の期日（延長申請前）後15日目 (6カ月)	課税年度終了後5カ月目 ²⁰ の最初の日または連邦申告書の期日（延長申請前）後15日目 (6カ月)

¹⁸ H.B. 7099 第 16 条、フロリダ州法第 220.222 条(1)項(a)-(b)号を修正。

¹⁹ H.B. 7099 第 16 条、フロリダ州法第 220.222 条(2)項(d)号を修正；課税年度末が6月30日の納税者に、7カ月の延長権利を与える。

²⁰ H.B. 7099 第 16 条、フロリダ州法第 220.222 条(1)項(b)号を修正；課税年度末が6月30日の納税者の提出期限は課税年度終了後4カ月目の最初の日または連邦税申告書の期日（延長申請前）後15日目となる。課税年度末が6月30日の納税者に、7カ月の延長権利を与える。

H.B. 7099 により、多くの納税者の予定納税の期日が変更となる。2017 年 1 月 1 日以降開始の課税年度より、予定納税の期日は課税年度終了後 6 カ月目の最初の日へと変更され、6 月 30 日が課税年度末となる納税者については、課税年度終了後 5 カ月目の最初の日が期日となる可能性がある。²¹

URL: <http://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/us/Documents/Tax/us-tax-mts-alert-florida-legislative-update.pdf>

ニューヨーク州：2016-2017 年度予算法による州税法の修正

2016 年 4 月 13 日、2016-2017 年度予算法 (S6409C/A9009C) (Budget Act、以下「予算法」) が、アンドリュー・クオモ知事の署名により成立した。²² 予算法には、2014 - 2015 年度ニューヨーク州予算に含まれていたニューヨーク州税改革法、および 2015 - 2016 年度ニューヨーク州予算に含まれていたニューヨーク市税改革法、特定の州税額控除と税優遇措置、そして州売上税規定に関する改正が含まれている。さらに予算法では、ニューヨーク州とニューヨーク市の特定の税務申告期日を変更後の連邦所得税申告期日に合わせるよう変更した。

所得税とフランチャイズ税

予算法で制定された主要な変更事項は以下の通りである。

- IRC 第 475 条または第 1256 条の下で時価評価される、ニューヨーク州税法第 210-A.5 条(a)項にある特定の「適格金融商品」²³ (以下「QFI」) (および同種の時価評価されない金融商品全般) からの配当および利益を、州間配賦比率計算に含めるかの判断において、納税者は固定パーセンテージ方式を毎年選択できる (以下「QFI 選択」)。QFI 選択をした場合、原則的に QFI 全所得の 8 パーセントが事業所得とみなされる。
- 連邦税法上、2016 年 1 月 1 日以降開始の課税年度の法人およびパートナーシップ申告書の提出期日が変更された。²⁴ 暦年を用いる納税者の連邦法人税申告書の提出期日は原則 4 月 15 日となり、連邦パートナーシップ申告書の提出期日は原則 3 月 15 日となる。暦年を用いる納税者の連邦 S 法人の税申告書提出期日は、3 月 15 日のまま変更されていない。

²¹ フロリダ州法第 220.241 条(1)-(2)項を修正する H.B. 7099 第 17 条。

²² 2016 年法第 60 章。

²³ すなわちローン、連邦、州、および地方自治体債券、資産担保証券およびその他政府機関証券、社債、配当および株式またはパートナーシップ持分の売却益、その他金融商品、およびコモディティ現物。ニューヨーク州税法第 210-A.5 条(a)項。

²⁴ 2015 年 7 月 31 日、オバマ大統領は C 法人、パートナーシップ、エステート、信託の所得税申告書提出期日に大幅な変更を加える H.R. 3236、2015 年地上交通および退役軍人医療選択肢改善法に署名した。これによりその提出期日に認められる延長期間についても変更が加えられた。原則的に変更の発効日は 2015 年 12 月 31 日より後に始まる課税年度の税申告に影響する。

- 予算法ではニューヨーク州とニューヨーク市の特定の税務申告期日を、変更された連邦所得税申告期日に合致させている。注意すべき点は、第1四半期予定納税の支払期日は3月15日のまま変更されず、第1四半期納税額が前々年度の税額に基づくように変更された点である。ただし、特定のS法人の第1四半期予定納税額は、以下のように前年度の税額に基づくことになる。²⁵
 - 連邦課税目的上S法人ではあるが、ニューヨーク州課税目的上S法人としての選択を行っていないためC法人として扱われる場合、暦年を用いる法人の申告期日は、連邦S法人の期日である3月15日より1カ月後の4月15日となる。「ニューヨーク州S法人」として扱われることを選択している場合、暦年を用いる法人の申告期日は3月15日であり、変更はない。²⁶ 第1四半期予定納税義務に関する新法の規定には「S法人」とだけ記載されているが、「ニューヨーク州S法人」にのみ適用されることが法の意図と思われる。²⁷ この解釈に基づき、「ニューヨーク州S法人」としての扱いを選択した場合、暦年を用いる法人の第1四半期予定納税額は前年度の税額に基づき、期日は3月15日となる。「ニューヨーク州S法人」としての扱いを選択しない場合、暦年を用いる法人の第1四半期予定納税額は前々年度の税額に基づき、期日は3月15日となる。
 - 2015年ニューヨーク市税改革規定以前にニューヨーク市より法人として課税されていた連邦S法人に関しては、ニューヨーク市税申告期日は変更されず、暦年を用いる納税者の期日は引き続き3月15日となり、²⁸ 第1四半期予定納税額は前年度の税額に基づいて計算される。²⁹
- 2014-2015年度および2015-2016年度ニューヨーク州予算における法人税改革では、小規模ビジネスや住宅ローンの促進を目的とし、ニューヨーク州およびニューヨーク市の特定の納税者に対して、特に利息の追加や不良債権の控除に特化した様々な減額調整が規定された。上記納税

²⁵ ニューヨーク州税法第213-b条(a)項、2016年法第60章Q編10条による改正を含む。

²⁶ ニューヨーク州税法第658条(c)項(2)号。

²⁷ これは以下のように規定する改正後ニューヨーク州税法第213-b条(a)項に矛盾しているように思われる。すなわち(i)ニューヨーク州S法人の前年度の課税額は10万ドルを超えているが、最高固定税額が4,500ドルの場合の代替的初回分割納税額(ニューヨーク州税法第210.1条および210.1条(d)項(1)号(A))；および(ii)ニューヨーク州S法人には(ニューヨーク州税法第209-B.1条(a)項)により適用されないMTA加算税が、特別初回予定納税規則によりS法人に適用される。

²⁸ ニューヨーク市行政法第11-605.1条。

²⁹ ニューヨーク市行政法第11-608.1条。

者には、貯蓄金融機関と、要件を満たした低価格住宅ローン及び低所得者ローン（ニューヨーク市に限る）を提供する適格地方銀行や納税者をも含む。いずれの場合も納税者の総資産額が控除の計算において考慮される。

- 予算法のその他の規定：
 - パートナーシップ、LLC、およびリミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ (LLP) 申告料金支払用紙 (様式 IT-204 LL) に関しては、2016 年 1 月 1 日以降開始の課税年度の提出期日が、課税年度末より 3 カ月目の 15 日目に変更となる (暦年の納税者は 3 月 15 日)。
 - ニューヨーク市非法人事業税 (Unincorporated Business Tax) においては、2016 年 1 月 1 日以降に始まる課税年度の申告/支払日が、課税年度末より 4 カ月目の 15 日目 (暦年の納税者は 4 月 15 日) から課税年度末より 3 カ月目の 15 日目 (暦年の納税者は 3 月 15 日) へ変更となる。
 - ニューヨークでの電子申告 (e-filing) 義務が 2019 年 12 月 31 日まで延長となる。
 - 「指定取引」 (listed transactions) および「報告義務のある取引」 (reportable transactions) に関するニューヨークでの開示と他の報告が 2019 年 7 月 1 日の廃止日まで延長となる。この規定は 2015 年 7 月 1 日 (従来 of 法的廃止日) まで遡及的に適用される。

州税額控除と税優遇措置

ニューヨーク州税法における税額控除と税優遇措置の重要な改正には以下の事項が含まれ、これらは別途記述がない限り、直ちに発効する。

- ニューヨーク州の「雇用創出支援プログラム」 (Excelsior Jobs Program) で 2016 年から 2024 年までの課税年度に配分・使用される税額控除総額を引き下げ、³⁰ プログラムの廃止予定である 2024 年時点で残った税額控除額の配分を、2025 年と 2026 年に始まる課税年度について特定の制限つきで認める。この税額控除は 2027 年 1 月 1 日以降開始の課税年度には認められない。
- ニューヨークの「都市部若者雇用税額控除プログラム」 (Urban Youth Jobs Tax Credit Program) の 2016 年と 2017 年に利用可能な資金額を、従来の年間 2000 万ドルから 5000 万ドルに増額。さらに、この修正により 2016 年と 2017 年に利用可能な資金の一部を州全体で創出された雇用に利用できるようになる。

³⁰雇用創出支援プログラム税額控除は、ハイテク、バイオテク、クリーンテク、および多額の設備投資をする製造事業者など戦略的事業に従事する事業者が利用できる。

- 「適格ニューヨーク州製造業者不動産税額控除」 (Qualified New York Manufacturer Real Property Tax Credit) を修正することにより、主に畜産、農業、園芸、花樹栽培、ブドウ栽培、または商業漁業にて物品の生産に携わる納税者は、不動産賃借人として、関連当事者との賃貸であってもこの税額控除を受けられるようになる。従来は、すべての適格賃貸は非関連当事者との賃貸でなければならなかった。
- ニューヨーク州の「退役軍人雇用税額控除」 (Hire-A-Vet Credit) の適用期間が延長され、2018年12月31日以前に開始する課税年度まで適用されることになった。
- ニューヨーク州の「コマーシャル制作税額控除」 (Commercial Production Credit) の適用期間が、2018年12月21日以前に開始する課税年度まで延長された。
- ニューヨーク州の「障害者に交通手段を提供する企業への税額控除」 (Credit for Companies Who Provide Transportation to Individuals with Disabilities) の適用期間が、2022年12月31日以前に開始する課税年度まで延長された。
- 第9-A条 (Article 9-A) および第22条 (Article 22) に該当する納税者が利用できる、農園従業員の雇用維持のための新たな税額控除を導入。この税額控除は2017年1月1日以降開始の課税年度に適用され、当初の税額控除の金額は雇用が維持された農園従業員1人当たり250ドルとなる。その後、この税額控除額は2021年1月1日から2021年12月31日の間に開始する課税年度には、維持した農園従業員1人当たり600ドルにまで増額される。

URL: <http://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/us/Documents/Tax/us-tax-mts-alert-new-york-2016-2017-budget-act-amends-state-tax-law.pdf>

テキサス州：按分比率の分母：投資又はキャピタル・アセットの売却損金不算入

2016年4月15日、Hallmark Marketing Company, LLC 対 Hegar の裁判において、テキサス州最高裁判所は同州控訴裁判所の判決を覆し、納税者はテキサス州フランチャイズ税の課税目的上、投資および資産の売却損金を按分比率の分母に含める必要性はない、との判決を下した。この裁判においては、フランチャイズ税に適用される按分比率の分母判定の際に、テキサス州税法第171.105条(b)項を適応した「納税主体が投資または資産を売却した場合、納税主体の事業全体の総収入から算出される課税所得額には、売却からの純利益のみが含まれる。」という規定に基づき、納税者は裁判の際、売却益のみが算入され、売却損金は含まれないとするのがこの法の適正な解釈であると主張した。

URL: <http://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/us/Documents/Tax/us-tax-mts-hallmark-marketing-decision-tx-supreme-court.pdf>

メリーランド州：連邦税申告期日の変更に伴う州法人税申告期日の変更

下院法案 (H.B.) 484 は 2016 年 5 月 19 日に州知事により署名され、2016 年 7 月 1 日に発効、新法は、2016 年 1 月 1 日以降開始の課税年度より適用となり、連邦法人税法の改正に準じて、メリーランド州法人税申告期日を改正する。メリーランド州法人税申告書の改正提出期日は暦年度を用いる納税者については 4 月 15 日 (従来は 3 月 15 日)、その他の会計年度を用いる納税者は会計年度終了後の 4 カ月目 (従来は 3 カ月目) の 15 日目となる。

URL: <http://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/us/Documents/Tax/us-tax-statetaxmatters-160527.pdf>

ルイジアナ州：シングル・セールス・ファクター方式による按分率適用およびマーケットベース・ソーシングの適用を含む複数の税法案に州知事が署名

ジョン・ベル・エドワーズ知事はルイジアナ州所得税法への以下の変更を含む、複数の税法案に署名した。

- シングル・セールス・ファクター方式 (売上比率のみ) による配賦方法をほとんどの産業に適用；
- 特定の石油および天然ガス事業納税者について、売上比率を 2 倍にした配賦方法の適用；
- サービスおよび特定の収入に対してマーケットベース・ソーシング方式の適用；および
- 売上比率による按分「スローアウト」(throw-out) 規則

URL: <http://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/us/Documents/Tax/us-tax-statetaxmatters-160701.pdf>

コネチカット州：サービス所得および有形動産売却以外の売却売上にマーケット・ソーシング方式を適用

S.B. 502 は 2016 年 6 月 2 日に州知事の署名により発効、C 法人に対し 2016 年 1 月 1 日以降に開始の課税年度より適用される。この新法は、有形動産以外の売上と特定のサービスからの売上に対してマーケットベース・ソーシング方式を州の按分計算をする際に適用するとした。上記の規定は、パススルー事業体に対しては 2017 年 1 月 1 日に効力を発し、2017 年 1 月 1 日以降に始まる課税年度より適用される。また、新法は、納税者がマーケット・ソーシング規定で定められる方法に従って収入の源泉地を判定できない場合、おおよその売上源泉地を判定可能な、類似した方法論の採用許可を申請出来るとしている。

URL: <http://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/us/Documents/Tax/us-tax-statetaxmatters-160610.pdf>

Talk to us

Please visit www.deloitte.com/us/jsg for additional information about Deloitte's Japanese Services Group.
If you have questions or comments regarding the content of this newsletter, please contact one of the following leaders:

George Warnock
JSG Americas Leader
Tel: 1 (212) 436-733
Email: gwarnock@deloitte.com

Steven Imp
Tax Leader –
US Japanese Services Group
Tel: 1 (212) 436-2892
Email: simp@deloitte.com

Tsuneichiro Shimotsuya
JSG East Region Leader
Tel: 1 (212) 653-6563
Email: tsushimotsuya@deloitte.com

Toshiro Ikeda
Deputy Tax Leader –
US Japanese Services Group
Tel: 1 (212) 436-4956
Email: toshiked@deloitte.com

Akira Yamamoto
JSG Central Region Leader
Tel: 1 (313) 396-3373
Email: ayamamoto@deloitte.com

Troy Biddix
Deputy Tax Leader –
US Japanese Services Group
Tel: 1 (313) 396-3201
Email: tbiddix@deloitte.com

Naofumi Yamazumi
JSG West Region Leader
Tel: 1 (415) 783-6328
Email: nyamazumi@deloitte.com

Tetsuya Ishida
Deputy Tax Leader –
US Japanese Services Group
Tel: 1 (213) 553-1337
Email: tishida@deloitte.com

Additional Local Contacts for this Edition

Susan Eisenhauer
Tax Director | East Region
Tel: 1 (973) 602-4343
Email: seisenhauer@deloitte.com

Yusuke Nakatake
Tax Senior Manager | East Region
Tel: 1 (212) 653-6063
Email: ynakatake@deloitte.com

Mike Schmidt
Tax Principal | East Region
Tel: 1 (404) 220-1505
Email: mikeschmidt@deloitte.com

Todd Best
Tax Partner | Central Region
Tel: 1 (513) 784-7129
Email: tbest@deloitte.com

Yasunori Kobayashi
Tax Senior Manager | Central Region
Tel: 1 (313) 396-2804
Email: yakobayashi@deloitte.com

Midori Nakamura
Tax Manager | Central Region
Tel: 1 (312) 486-5581
Email: minakamura@deloitte.com

Yoshimasa Umehara
Tax Manager | Central Region
Tel: 1 (312) 486-5739
Email: youmehara@deloitte.com

Kaoru Fu
Tax Director | West Region
Tel: 1 (415) 783-4738
Email: kfu@deloitte.com

Reiko Ishii
Tax Director | West Region
Tel: 1 (213) 553-1097
Email: rishii@deloitte.com

Hiroko Mitsui-Shimomura
Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (213) 593-3727
Email: hishimomura@deloitte.com

Kent Pham
Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (213) 593-4228
Email: kentpham@deloitte.com

Yuki Takahashi
Tax Manager | West Region
Tel: 1 (408) 688-3357
Email: yutakahashi@deloitte.com

Emiko Hashimoto
Tax Director | East Region
Tel: 1 (212) 436-6854
Email: emhashimoto@deloitte.com

Kayoko Ohashi
Tax Director | East Region
Tel: 1 (212) 436-3344
Email: kaohashi@deloitte.com

Akiko Tateishi
Tax Manger | East Region
Tel: 1 (212) 436-4315
Email: aktateishi@deloitte.com

Tanya Crawford
Tax Director | Central Region
Tel: 1 (614) 229-4828
Email: tcrawford@deloitte.com

Terrance Kurtenbach
Tax Partner | Central Region
Tel: 1 (414) 347-6160
Email: tkurtenbach@deloitte.com

Hiroki Nakazawa
Tax Manager | Central Region
Tel: 1 (312) 486-0659
Email: hnakazawa@deloitte.com

Maki Andrews
Tax Manager | West Region
Tel: 1 (619) 237-6762
Email: makiandrews@deloitte.com

Hiroko Fukui
Tax Director | West Region
Tel: 1 (408) 704-2453
Email: hfukui@deloitte.com

Hirofumi Kashiwai
Tax Manager | West Region
Tel: 1 (213) 593-3650
Email: hkashiwai@deloitte.com

Yukiko Modegi
Tax Manager | West Region
Tel: 1 (408) 704-2333
Email: ymodegi@deloitte.com

Randee Tan
Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (213) 593-4243
Email: rantan@deloitte.com

Michiko Ueda
Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (408) 704-4341
Email: miueda@deloitte.com

Kazuki Konno
Tax Senior Manager | East Region
Tel: 1 (404) 631-2329
Email: kkonno@deloitte.com

Joseph Paradiso
Tax Director | East Region
Tel: 1 (212) 436-3175
Email: jparadiso@deloitte.com

Yuka Wakino
Tax Director | East Region
Tel: 1 (212) 436-5933
Email: ywakino@deloitte.com

Emi Hatano
Tax Senior Manager | Central Region
Tel: 1 (317) 656-6958
Email: ehatano@deloitte.com

Annie Li
Tax Director | Central Region
Tel: 1 (312) 486-1582
Email: anli@deloitte.com

Tomonori Okabe
Tax Manager | Central Region
Tel: 1 (316) 486-2221
Email: tokabe@deloitte.com

Junko Enomoto
Tax Manager | West Region
Tel: 1 (408) 704-2804
Email: junenomoto@deloitte.com

Mika Hayashi
Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (213) 593-3603
Email: mhayashi@deloitte.com

Joel Littleford
Tax Partner | West Region
Tel: 1 (213) 688-5415
Email: jlittleford@deloitte.com

Nana Numata
Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (415) 783-6789
Email: nnumata@deloitte.com

Tomoko Tanega
Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (808) 543-0729
Email: ttanega@deloitte.com

Yuki Utsunomiya
Tax Manager | West Region
Tel: 1 (213) 553-1643
Email: yutsunomiya@deloitte.com

Tomoko Miyahara
Tax Senior Manager | East Region
Tel: 1 (212) 436-6883
Email: tmiyahara@deloitte.com

Jim Ryan
Tax Director | East Region
Tel: 1 (860) 725-3608
Email: jiryan@deloitte.com

Akiko Yamamoto
Tax Manager | East Region
Tel: 1 (404) 942-6570
Email: akyamamoto@deloitte.com

Takashi Kishimoto
Tax Senior Manager | Central Region
Tel: 1 (513) 723-4118
Email: tkishimoto@deloitte.com

John Marcheschi
Tax Director | Central Region
Tel: 1 (312) 486-5136
Email: jmarcheschi@deloitte.com

Aya Ozeki
Tax Senior Manager | Central Region
Tel: 1 (312) 486-3300
Email: ayaozeki@deloitte.com

Madoka Endo
Tax Manager | West Region
Tel: 1 (213) 688-4176
Email: madendo@deloitte.com

Rumiko Imanaka
Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (408) 704-4431
Email: rimanaka@deloitte.com

Tamie Luna
Tax Manager | West Region
Tel: 1 (415) 783-7565
Email: tluna@deloitte.com

Mana Ota
Tax Manager | West Region
Tel: 1 (408) 783-4287
Email: mota@deloitte.com

Junko Takahashi
Tax Manager | West Region
Tel: 1 (408) 704-4327
Email: jutakahashi@deloitte.com

Eigen Yanagi
Tax Partner | West Region
Tel: 1 (408) 704-4717
Email: eyanagi@deloitte.com

About Deloitte

The information contained in The Japanese Services Group Tax Newsletter is for general purposes only and Deloitte is not, by means of this newsletter, rendering accounting, business, financial investment, legal, tax, or other professional advice or services. This material is not a substitute for such professional advice or services, nor should it be used as a basis for any decision or action that may affect your business. Before making any decision or taking any action that may affect your business, you should consult a qualified professional advisor. Deloitte shall not be responsible for any loss sustained by any person who relies on this newsletter.

As used in this document, “Deloitte” means Deloitte Tax LLP, a subsidiary of Deloitte LLP. Please see www.deloitte.com/us/about for a detailed description of the legal structure of Deloitte LLP and its subsidiaries. Certain services may not be available to attest clients under the rules and regulations of public accounting.

Copyright © 2016 Deloitte Development LLC. All rights reserved.

Member of Deloitte Touche Tohmatsu Limited